



特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク 会員規則

第1章 総則

特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク(通称：夢コミネット 以下会という)の定款に基づき、会員規則は、会員の種類、入会、退会、除名、活動について、その他必要な補足・細則を定めます。

第2章 会員の種類

本会の主旨に賛同した、個人と法人及び団体で、入会申請と同時に入会金及び会費を納入した者を会員とします。会員は以下の三種類とします。

1. 正 会 員 正会員はこの会の目的に賛同して入会し、会の運営に積極的に参加する個人
 - ・総会、臨時総会での議決権があります。
 - ・会が発行する会報誌・メールマガジンを送付します。
 - ・希望により会で運営しているメーリングリストへの参加が可能です。
2. 準 会 員 準会員はこの会の目的に賛同して入会し、会の活動に積極的に参加する個人
 - ・準会員は総会における議決権を有しません。
 - ・会が発行する会報誌・メールマガジンを送付します。
3. 賛 助 会 員 賛助会員は、会の目的に賛同し、財政的にサポートする個人、団体、法人
 - ・会が発行する会報誌・メールマガジンを送付します。
 - ・賛助会員は、会の運営に関わる一切の権限・責任・議決権を有しません。

第3章 入会

1. 正会員および準会員として入会を希望する者は、社会通念に反しない倫理観を有していることとします。
2. 入会する者は、理事会が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとします。
各会員が納入すべき入会金及び会費は、次の通りとします。

正 会 員	入会金	0円	年会費	6,000円
準 会 員	入会金	0円	年会費	2,000円
賛 助 会 員	入会金	なし	年会費	5,000円
3. 会員資格の期間は原則として入会日から毎年3月末日とし、期間満了に退会の申し出がない場合は、会員の資格、責務は自動的に継続されます。
4. 既納の入会金、会費及びその他の搬出金品は、返還しません。

第4章 退会

1. 会員が退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出るものとします。
2. 会員が次の項目に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 理由なく会費を6か月以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

第5章 除名

会員が次の項目に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2の議決により、これを除名することとします。

1. 定款等に違反したとき。
2. この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第6章 会員の活動について

1. 会員はこの会での活動において知りえた個人情報や公開前の事業情報等を他言しないこととします。
2. 会員が夢コミネットの名のもとに行う活動については、理事長への事前説明を必要とします。
3. 会員の個人的活動については、会は一切の責任を負いません。

第7章 会員個人情報について

1. 「個人情報保護法」に基づき、個人情報について本人の承諾を得ないで情報を第三者に提供することはしません。
2. 会員から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示し、間接的に取得した場合はすみやかに利用目的を通知または公表します。

第8章 会員規則の変更

当規則は、理事会の協議により内容を改正できるものとします。

第9章 附則

- 付則 本規則は2005年4月1日より施行します。
付則 本規則は2008年7月1日より施行します。